

2025年度予算編成にあたって地方税財政の充実強化を求める意見書

急激な少子・高齢化とともに伴う子育て施策、社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化、行政のデジタル化推進、物価高騰対策、感染症対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が地方自治体には求められています。加えて急激に進められている自治体システムの標準化や多発している大規模災害への対応も迫られる中、公的サービスを担う人材は圧倒的に不足し、職場の疲弊感は日々深刻化しています。政府は「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要、不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障、地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰、地域交通、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
- 2 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、よりとかなりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくにこれらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らないより自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、所得税・消費税について、国から地方への税源移譲を行うなど、地域間の財源偏在性の抜本的な解決をはかること。
- 4 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

新型コロナウイルス対策として、5類移行後のワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置を講じること。

- 5 1兆円が確保されている「地方創生推進費」について、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、恒久的な財源とすること。
- 6 会計年度任用職員については、2024年度から支給が可能となった勤勉手当を含め、処遇改善のための財源確保をはかること。
- 7 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 8 デジタル化による自治体業務システムの標準化にむけて、移行に関わる経費とシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を確保すること。また戸籍等の記載事項への「振り仮名」の追加など、システム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実をはかること。
- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和6年7月2日

広島県府中市議会